

玉城町告示第79号

玉城町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、玉城町補助金等交付規則（昭和43年玉城町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 市販されている製品であること。
- イ 中古設備でないこと。
- ウ リース設備でないこと。
- エ 増設又は買換えに係る設備でないこと。

(2) 蓄電池

- ア 市販されている製品であること。
- イ 前号に掲げる太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ウ 中古設備ではないこと。
- エ リース設備ではないこと。
- オ 増設又は買換えに係る設備でないこと。
- カ 前号に掲げる太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- キ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ク 定置用であること。
- ケ 20kWh以下の蓄電池であること。
- コ 別紙1「蓄電池の仕様」を満たすもの。

(補助対象経費)

第3条 この要綱において、補助の対象となる経費は、補助対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

(補助対象者)

第4条 町長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者（以下「補助対象者」という。）から申請があった場合、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 町内で自ら所有し居住する住宅の屋根に第2条第1号に掲げる設備を設置する者であること。
- (2) 第10条に規定する実績報告を行う時点において前号に掲げる住宅の所在地に住所を有し、当該住所が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による玉城町の住民基本台帳に登録されているものであること。
- (3) 町税等を滞納していない者であること。
- (4) 補助対象設備について、国や県から他の補助等を受けて事業を実施しない者であること。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- (6) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者であること。
- (7) 発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。
- (8) 設備の設置によって得られる環境価値（自然エネルギーにより付加価値を持った電力）のうち、需要家（電気の供給を受けて使用している者）に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者（自家消費を行う者）であること。
- (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- (10) 玉城町暴力団排除条例（平成23年玉城町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 太陽光発電設備 最大出力（単位をkWとした場合における太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値の小数点以下を切り捨てた値のことをいう。）に1kW当たり7万円以内を乗じた額とする。ただし、10kWを限度とし、かつ1kW当たりの補助対象経費が7万円を下回る場合は当該下回る額（千円未満切捨）とする。

(2) 蓄電池 蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の3分の1の額（千円未満切捨）とする。ただし、1kWh当たり15.5万円（工事費込み・税抜き）の3分の1の額（千円未満切捨て）を上限とし、10kWhを限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。また、補助対象者1人につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、玉城町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象設備の設置に係る見積書及び見積金額の内訳が確認できる書類の写し
- (3) 補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (4) 補助対象設備の設置場所の現況写真
- (5) 補助対象設備の仕様等が確認できる書類の写し
- (6) 誓約書
- (7) 発電電力の消費量計画書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、玉城町太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、玉城町太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下しようとするときは、玉城町太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第4号）及び第6条第1項各号に掲げる書類のうち変更があった書類を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、玉城町太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第9条 町長は、必要と認めるときは、申請者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助対象設備の設置が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、玉城町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び当該費用の内訳が確認できる書類の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 電力会社との接続契約及び売（買）電契約等が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、当該

報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、玉城町太陽光発電設備等設置費補助金額確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 申請者は、前条の額の確定通知を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、玉城町太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

（財産処分等の制限）

第13条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、その設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ玉城町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第9号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、玉城町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の再確定）

第14条 申請者は、第11条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条に準じて提出するものとする。

2 町長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 町長は、申請者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その

額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令等又は法令等に基づく町長の処分若しくは指示に従わない場合。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 町長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(自家消費割合の報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、事業完了の日の属する年度の翌年度から3年間を対象とした玉城町太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書(様式第11号)に発電量等がわかる書類を添付して、提出しなければならない。

2 前項の報告の期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日までとする。

(現地調査等)

第17条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。